

第204回

杉並区都市計画審議会議事録

令和5年(2023年)11月2日(木)

会議名	第204回杉並区都市計画審議会	
日時	令和5年(2023)年11月2日(木) 午前10時～午前11時37分	
会場	区役所中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員	〔学識経験者〕 中井・村上・関口 〔区 民〕 二見・渡辺・飯田・大川・小野・田中 〔区議会議員〕 横田・へんみ・あかねがくぼ・わたなべ・ 富田・ひわき・川原口 〔関係行政機関〕 金枝
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・土木担当部長・管理課長・都市企画担当課 長・市街地整備課長・土木管理課長・みどり公園課長・みど り施策担当課長 〔環境部〕 環境部長・環境課長 〔産業振興センター〕 事業担当課長
傍聴	申請	0名
	結果	0名
議事日程	1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 傍聴の確認 4. 新委員の紹介 5. 幹事・説明員紹介 6. 議席の確認 7. 署名委員の指名 8. 議題の宣言 9. 議事 [審議事項] 議案1 東京都市計画公園の変更について(案) —杉並第2・2・54号 下高井戸四丁目第二公園— [杉並区決定] 議案2 東京都市計画生産緑地地区の変更について(案) [杉並区決定] [意見聴取] 意見聴取1 特定生産緑地の指定について [報告事項] 報告1 杉並区みどりの基本計画の改定について 10. 事務局からの連絡 11. 閉会	

審議結果	<p>議案1 原案について、異議なし 議案2 原案について、異議なし 意見聴取1 指定そのものに差し支えなし 報告1 報告聴取</p>
配布資料	<p>◎次第 ◎委員名簿 ◎幹事及び説明員一覧 ◎席次表 ◎議案資料 ◎意見聴取資料 ◎報告資料</p> <p>〔議案〕</p> <p>議案1 東京都市計画公園の変更について（案） 一杉並第2・2・54号 下高井戸四丁目第二公園一 ＊参考資料 資料1 当該地及び手続き概要 資料2 杉並区都市計画公園・緑地総括表 資料3 現況写真及び撮影方向平面図 資料4 周辺の区立公園・緑地等配置図</p> <p>議案2 東京都市計画生産緑地地区の変更について（案） ＊参考資料 資料1 生産緑地地区 手続きの概要 資料2 生産緑地地区 行為制限解除の経過 資料3 生産緑地地区 現況写真 資料4 生産緑地地区の動向</p> <p>〔報告聴取〕</p> <p>意見聴取1 特定生産緑地の指定について</p> <p>〔報告〕</p> <p>報告1 杉並区みどりの基本計画の改定に向けた取組について</p>

第204回杉並区都市計画審議会

(午前10時 開会)

三浦管理課長 皆さん、おはようございます。本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、都市計画審議会の開催をお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、会議の成立についてご報告いたします。本日は河島委員、入江委員、玉川委員から欠席とのご連絡を頂いております。また、ほかにも1名、大原委員が遅れてお見えになるかと存じます。都市計画審議会委員21名のうち、17名の委員にご出席いただいておりますので、第204回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

それでは、開会宣言をお願いいたします。

中井会長 皆さん、おはようございます。それでは、これより第204回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の確認をいたします。本日の傍聴の申出はいかがでしょうか。

三浦管理課長 本日の傍聴の申出はございません。

中井会長 ありがとうございます。ただいま報告のとおり、傍聴の申出がないということですが、暫時お見えになったら傍聴をお認めするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長 ありがとうございます。

それでは、まず事務局より報告がございますので、お願いいたします。

三浦管理課長 私からは委員の委嘱につきまして、ご報告いたします。

当審議会の行政機関委員であります杉並消防所長に4月1日から金枝俊宏署長が着任され、新たに委員として委嘱いたしましたのでご紹介させていただきます。金枝俊宏委員です。

金枝委員 金枝です。よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 また、本日は区議会議員委員につきまして、7名の方を杉並区議会議長からご推薦いただき、5月22日付で委嘱をさせていただきました。それでは、ご紹介させていただきます。

横田委員 横田政直委員です。

横田委員 横田政直です。よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 へんみ純一委員です。

へんみ委員 よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 あかねがくぼ舞委員です。

あかねがくぼ委員 よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 わたなべ友貴委員です。

わたなべ委員 よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 富田たく委員です。

富田委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 ひわき岳委員です。

ひわき委員 よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 川原口宏之委員です。

川原口委員 よろしくお願ひいたします。

三浦管理係長 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、委嘱状につきましては、時間の関係上、席上配付とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日は今年度1回目の審議会でございますので、令和5年4月1日付の人事異動によりまして、新たに着任しました幹事、説明員を都市整備部長より紹介させていただきます。

中辻都市整備部長 皆さん、おはようございます。都市整備部長の中辻司と申します。幹事としてよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から順次紹介させていただきます。

都市整備部管理課長、三浦純悦でございます。幹事でございます。

三浦管理課長 改めまして、管理課長の三浦です。よろしくお願ひいたします。

中辻都市整備部長 次に、説明員でございます。

都市企画担当課長、中谷友哉でございます。

中谷都市企画担当課長 都市企画担当課長の中谷でございます。よろしくお願いいたします。

中辻都市整備部長 続きまして、土木管理課長、石森健でございます。

石森土木管理課長 どうぞよろしくお願いいたします。

中辻都市整備部長 続きまして、みどり公園課長、大場将国でございます。

大場みどり公園課長 どうぞよろしくお願いいたします。

中辻都市整備部長 以上でございます。

三浦管理課長 本日は議題に必要な説明員のみのお出席とさせていただきます。幹事、説明員につきましては、お配りしております「幹事及び説明員一覧」とのりとなってございます。本日出席の幹事、説明員につきましては、左側に丸印をつけてございます。

なお、本日は議題の関係上、金澤潤一産業振興センター事業担当課長が説明員として出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、委員の委嘱がございましたので、都市計画審議会運営規則第4条に基づきます議席の決定を会長にお願いいたします。

中井会長 議事次第で行くと6になりますね。議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長 ありがとうございます。それでは、現在お座りの席を議席とさせていただきます。

三浦管理課長 ありがとうございます。ただいま会長より新しい議席をお決めいただきましたので、新しい議席表をお配りいたします。

(議席表配付)

三浦管理課長 続きまして、本日の署名委員をご指名願います。

中井会長 本日の会議記録の署名委員としましては、川原口宏之委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議事次第8番の「議題の宣言」に参ります。事務局より議題の宣言をお願いいたします。

三浦管理課長 本日の議題ですけれども、議案が2件、意見聴取が1件、報告事項が1件でございます。

審議事項ですけれども、議案1が「東京都市計画公園の変更について(案)」。議案2が「東京都市計画生産緑地地区の変更について(案)」でございます。

意見聴取事項が「特定生産緑地の指定について」でございます。

報告事項としましては「杉並区みどりの基本計画の改定について」でございます。

資料はあらかじめお送りしておりますが、お手元でございますでしょうか。

それでは会長から、進行をお願いいたします。

中井会長

それでは、議事進行これから始めますけれども、委員の皆様にも、最初に、本審議会は都市計画に係る区長からの諮問等を調査審議し、区に答申等を行う会議体ですので、質疑、意見等につきましては議案等に関連するものを中心をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。議案1について、説明をお願いいたします。

みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 私からは、議案1の「東京都市計画公園の変更について（案）一杉並第2・2・54号 下高井戸四丁目第二公園一」についてご説明させていただきます。

説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

表紙に「東京都市計画公園の変更について（案）一杉並第2・2・54号 下高井戸四丁目第二公園一」と記されているもので、表紙を含めて5枚となっております。そのほかに、参考資料をご用意しております。参考資料は表紙を含めて5枚でございます。全てお手元でございますか。よろしいでしょうか。

それでは、初めにこれまでの手続の概要について、参考資料のほうを見ていただきながらご説明させていただきます。参考資料の表紙をめくっていただき、次の資料1をご覧ください。

当該地の概要は資料に記載のとおり、土地の所有者は杉並区土地開発公社で、令和5年5月に先行取得してございます。下の表の手続の概要ですが、令和5年8月23日（水）午後7時から、区立高井戸第三小学校にて都市計画に関する住民説明会を開催いたしました。開催に当たり「広報すぎなみ」8月15日号に掲載するとともに、説明会の内容を計画予定地周辺、半径およそ250メートルの範囲内の約2,500戸へチラシを配布してお知らせしております。住民説明会では25名が参加され、都市計画公園を追加変更することにご理解とご賛同を頂き、設計・整備を進めていくこととなりました。

また、都市計画変更に先立ち、事前に東京都との協議が必要となりますが、

今回の下高井戸四丁目第二公園の都市計画変更の協議について、令和5年9月15日付「都として意見はありません」との協議結果通知書を受けてございます。

案の縦覧は手続に従い、令和5年10月2日（月）から10月16日（月）までの2週間、区のホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いましたが、意見の提出はありませんでした。

次に、杉並区都市計画公園・緑地及び今回の計画地の現況と周辺状況についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。杉並区の都市公園種別ごとの計画決定箇所数、面積などを載せた総括表をつけてございます。

資料3をご覧ください。下高井戸四丁目第二公園の現況写真でございます。敷地の東側は道路に接し、南北及び西側は住宅と隣接しております。

資料4には、計画周辺の区立公園・緑地等の状況を記してございます。公園予定地の北側には下高井戸なごみ公園、南側には玉川上水第二公園といった公園がございます。

それでは、案件の説明に移らせていただきます。

議案1の、まず次のページをご覧ください。計画書として本案件の概要を示してございます。変更理由に記載しましたとおり、都市計画公園の配置、利用を検討した結果、東京都市計画公園として計画地の区域を追加変更するものでございます。

公園の名称は、杉並第2・2・54号 下高井戸四丁目第二公園です。位置は杉並区下高井戸四丁目地内。面積は約0.07ヘクタールとなります。

議案資料の次のページをご覧ください。総括図として、A3番の都市計画図に本公園の位置を示しております。丸で囲んだ中の赤く囲ってあるものが計画地でございます。南方向550メートルほどのところに、京王線桜上水駅があります。用途地域は第一種低層住居専用地域でございます。

議案資料の次のページに、公園計画図をつけてございます。緑色の線で囲まれている部分が今回の計画範囲となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

中井会長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご意見あるいはご質問をお受けしたいと思えます。挙手の上、私の指名の後にお願いをしたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

ひわき委員、どうぞ。それから、その後に富田委員お願いします。

ひわき委員

この都市計画公園変更の議案審議に際して、どういう公園用地なのかなと思って私も現地に見に行ったのですけれども、そこで元の地権者の方にお会いして、これまでのこの地域の土地の変遷というか、経緯を教えていただいたのです。用地となっている敷地に接する道路というのも、今は区道だけれどももともとは私道で、土地の所有者の方が持っていたのですけれども、高井戸三小から児童館へちょうど向かう子どもたちがたくさん通る道でもあったので、区に道路を提供するとか、そういうことをしていただいたという話も聞きました。

今回のその用地に関しては、生産緑地が30年の期限が切れるタイミングということで、有効に地域に生かしたいということで買取り申出を行って、それで区が購入したという経緯だったと思っていますけれども、区が購入するに判断に至った理由について、まず確認したい。

あと、近隣の地域では、下高井戸児童館が令和4年度に廃止された時期でもあります。子どもの居場所というところで、地域の方のご不安を大変寄せられて、議会でも議論になった経緯があります。生産緑地の制度というのは都市の緑地保全と将来の公共用地の確保という目的があると思いますけれども、当該用地の利用方法についてはどのような検討があったのかについての2つを教えてください。

中井会長

みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長

これまでの経緯については、委員おっしゃったとおりでございます。

購入の判断といたしましては、この土地はもともと生産緑地で、苗木などを育てていた場所になります。みどりがもともとあった場所ということで、みどりの保全のためにはまずここを残す必要があるだろうということが1つございます。

また、この地域周辺では、おっしゃるとおり学校ですとか保育園ですとか児童館、子どもの施設がたくさんあります。子どもの居場所として整備することがまず必要だろうというところで、整備の話に至ったものでございます。

利用方法につきましては、先ほど申しましたとおり、子どもの施設が周辺にたくさんあるというところ、またこれまでもみどりを育てる場所であったとい

うところから、公園として整備すると判断したものでございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 児童館が廃止となって子ども・子育てプラザになり、学校の中に子どもの居場所事業が入っていくという形で、サードプレイスとして、小学生たちが自分の家でも学校でもない場所として、そうした公園を利用できるようになるといいなど私も思っているところです。

この公園機能、今ちょうど「杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針」の中で核となる公園と公園区というものを定めています。当該地域についていろいろ公園もあると思います。この地域の状況について一度確認したいのと、この当該公園に想定される位置づけについて、改めて教えてください。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 当該地におきましては、委員がおっしゃった多世代の方針に基づきますと、核となる公園は周辺に塚山公園、また下高井戸おおぞら公園というものがあるのですけれども、どちらの公園からも 500 メートル離れた位置で、ちょうど中間地点になります。周辺には、先ほどご説明したとおり、なごみ公園ですとか玉川上水公園、小さな公園はあるのですが、核となるようなものは周辺にはないという状況でございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 公園が若干空白になっているところが埋まるという形になるのかなとも思います。

先ほどこの都市計画公園の変更にあたって、地元住民に説明会を行われたとご説明いただきました。25 名の方がいらしてご理解とご賛同を頂いたということですが、具体的にどんな意見があったのかについても教えていただくことはできますか。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 説明会におきまして、まず都市計画公園として整備することについては、おおむね皆様その点に関してのご指摘というのはありませんでした。そのほかでは、公園をつくるにあたってというところで、地域の声を聞きながら進めてほしい、また状況というのはいずれも随時地域にいろいろお知らせしながら進めてほしいといったご意見を頂いております。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員

地域の声を聞くという取組でいえば、この下高井戸四丁目第二公園の整備に向けて、杉並区として今年9月に区民や近隣の小学生にアンケートを行っていると思います。結果の速報について私も拝見したところですが、実に様々な意見が寄せられていました。ご不安の声も多少見受けられたのですが、このアンケートの目的や概要について教えてください。

また、先ほどいろいろな意見があったとおっしゃっていましたが、結果についてもう少し具体的に聞きたいのと、その受け止めについて伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

中井会長

みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 公園づくりにおきましては現地に掲示で、この公園づくりについてお知らせするとともに、小学校ですとか児童館、保育園などにもアンケート用紙を配付するとともに、インターネットでも回答いただけるようにいたしました。結果としては245件の回答を頂いております

この公園をどのようにしてほしいかという問いに対して、全体で最も多かったのが児童の遊び場。公園でやりたいこととしては、家族と友達と遊ぶというもの。そして、欲しい施設としては遊具というものでした。

これはもともと周辺に子どもが多いというところで、アンケートに際しては子ども、特に小学生に着目して集計できるようにしていたのですが、小学生に着目すると先ほどの項目としては、どのような場所が欲しいかというものでは、冒険ができる遊具がある場所が欲しいというものが最も多かったという状況です。公園でやりたいことは、友達や兄弟と遊ぶというもの。最も欲しい施設というものでは、障害がある人も遊べる遊具が多いものでした。

不安なこととしては、全体を通して防犯や治安というところが挙げられております。

中井会長

ひわき委員。

ひわき委員

具体的にいろいろな意見が出されていたのだらうなと思います。

そのアンケートの中で、新しくできる公園でしたいことや新しい公園の絵を描いてみようという形で、小学生がその公園のイメージを絵で描いてくれているという取組が41も集まっていた。一つ一つその絵を拝見すると、ここにしかない遊具を置いてほしいとか、あとカブトムシなどが来る木といった説明書きが書いてあるほかに、先ほどご説明いただいたように障害のある人の遊具とか、

あとは赤ちゃんもできる遊具、それから健康遊具、多分ご高齢者のことを思っ
てだと思うのですけれども、本当に小学生たちの視野が広くて、人権感覚とい
うのもすばらしいなと改めて感心したところです。こうした子どもたちの夢を
まさに形にしていくというのが、また大変な仕事だとは思っているのですけれども、
今回の取組含めて非常によい取組だと思っています。

元の地権者の方は、子どもたちがたくさん来ると同時に、大人も高齢者も一
息できるような、そんな地域に愛される公園になってほしいとおっしゃってい
ました。ぜひそうした公園になるように、ご尽力のほどお願いしたいと思っ
ております。以上です。

中井会長 どうもありがとうございました。

富田委員、お願いします。

富田委員 私からも何点か、少しだけ質問させていただきます。今回のこの都市計画公
園の変更が決まりました後の予定について、少しお聞きしたいと思います。ど
れぐらいの時期をめどに、公園として整備をしていくのか。工事期間とか、地
域への影響があると思うのですけれども、その辺の時期はいつ頃なのか。

また、アンケートなども取ってというお話もありましたけれども、今後の公
園の内容の決め方、ワークショップとか開いていくのか、そういったものがも
し検討されているのであれば、時期などを教えていただければと思います。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 今後のスケジュールにつきましては、今年度、令和5年度中に設計、令和
6年度中に整備工事を行った上で、令和7年度開園予定となっております。工
事の期間としては、おおむね半年程度というところを見込んでおります。

今後の進め方としましては、現在アンケートの速報値を出しているところ
ですけれども、おおむね年内に次の公園のコンセプトというものをお示しして、
年度内に公園の整備の方針を決めていくことを予定しております。

中井会長 富田委員。

富田委員 年内のコンセプトや年度内の方針というのですかね、その辺については案を
決めて、区民の皆様にお知らせをしてまた意見をお聞きするとか、そういう手
法になるのでしょうか。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 おっしゃるとおりでございます。まずはオープンハウスも含めて開催いた

しまして、そこで頂いた意見を設計に、実際に反映していくというところを想定しております。

中井会長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

 では、へんみ委員、どうぞ。

へんみ委員 私からもこの公園の今後の在り方、進め方についてお伺いさせていただきたいのですが、アンケートの中に、この公園をつくるとなると周辺住民の方が気にされるのはお手洗いの問題があるかと思います。まずお手洗いについてどんな反応があったか、お聞かせいただけますでしょうか。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 お手洗いにつきましては、説明会の中でも話は出ました。そのときにはアンケートで挙げられた不安なことにも結びつくのですけれども、防犯面というところで気にされる声というのを伺っております。

 アンケートを実際にとってみると、お手洗いがどのような位置づけで求められているかというところで見ますと、欲しい施設の聞き方として、1番目に欲しい施設、2番目に欲しい施設、3番目に欲しい施設というところでお聞きしているのですけれども、1番目、2番目、3番目のいずれにおきましても、トイレはおおむね6種類の施設の中で5番目とか6番目。優先順位としては低い。ただ、欲しい方は確かにいらっしゃるのですけれども、全体の中で見ると少ないといった状況となっております。

中井会長 へんみ委員、どうぞ。

へんみ委員 アンケートで「公園に欲しい施設何ですか」と言われたときに、最初に「トイレが欲しいです」と言う方はなかなかいらっしゃらないと思うのです。

 今、この区立公園の緑地の配置図を拝見させていただいておりますけれども、配置図は基本的には下高井戸の仲町会という町会のエリアです。この町会のエリアでいうと、トイレが設置をされている公園というのはないのです。塚山公園とかおおぞら公園になると、隣の町会に移ってしまっ。

 もともと経緯として、玉川上水第二公園にトイレを設置したいという地域の方からの要望があったのですが、意見がまとまり切らずに設置することができなかったという経緯もあるので、そういった意味で、今度のこの第二公園にはトイレを造ってほしいという意見も地域の方からあったのかなという気がいたします。

今後進めていくに当たって、地域の方と綿密に、丁寧に連携を取りながら、使いやすい公園にしていただければいいのかなということを改めて要望させていただいて、私からの質問と意見を終わらせていただきます。

中井会長 ありがとうございます。

横田委員、どうぞ。

横田委員 第一種低層住居専用地域の静かな地域かと思うのですが、ボール遊び、要望としてはそういう声を聞くのですが、今後ボール遊びができるような公園になるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 アンケートの中でも、確かにボール遊びというところはご意見を頂いております。この公園を考えたときに、広さとしては大体 650 平方メートルぐらいになるのですが、一般的な公園としてボール遊びは幼児まではお使いくださいとしているのですが、それより大きい子のボール遊びについては、他の方への安全性などを考えてご遠慮いただいているところです。

ボール遊びをしたい場合には球技場をお願いしますというところでご案内しているのですが、おおむね球技場の広さ、平均的には大体 300 平方メートルぐらい必要になるのです。この公園 650 平方メートルの中で球技場ということ考えると、球技場を造ること自体は少し難しいのかなと。球技場を造ってしまうと、公園がそれで終わってしまいますので、そのほかの今回集めたアンケートの中では球技場という優先順位はあまり高くなくて、それよりは遊具ですとか休憩できるといった声が多い状態ですので、その意見を反映したものととして計画をしていきたいと考えております。

中井会長 横田委員。

横田委員 あとペットフレンドリーな公園を求める声も多いと思うのですが、ペットをどの程度受け入れる公園になるのか、お聞かせいただければと思います。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 公園のルールにつきましては、ボールと同じように考えますと、公園について基本的には動物を連れての利用というのはお控えいただいているところがございます。

この公園のアンケートの中では動物という声はあまり出ていなくて、どちら

かという、昆虫とかそういったものに配慮して、虫などを観察できる場所としてほしいといった声は伺っているところですので、ルールとしてはほかの公園と同じようなルールで運用していくことになると考えています。

中井会長

ほかの委員の皆様、いかがですか。

活発にご議論いただきましたけれども、よろしいでしょうか。

これは議案でございますので、お諮りしてもよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案1「東京都市計画公園の変更について(案)一杉並第2・2・54号 下高井戸四丁目第二公園一」については原案のとおり承認するというご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

それでは、この審議事項については、区に異議なしという形で都市計画審議会から答申させていただくこととしたいと思います。ご審議ありがとうございました。

次に、議案2に参ります。この議案2と意見聴取1「特定生産緑地の指定について」は関連する事項でございますので、説明は一括でお願いして、質疑も一括でお受けしたいと思います。議案の賛否につきまして、議案2はもちろん議決事項ですのでそちらはそちらで行い、意見聴取については意見という形にさせていただければと思います。つまり、別々にお諮りすることになります。

それでは、議案2「東京都市計画生産緑地地区の変更について(案)」と意見聴取「特定生産緑地の指定について」でございますけれども、こちらについて事務局よりご説明をお願いいたします。

みどり施策担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 それでは、まず「東京都市生産緑地地区の変更について(案)」ご説明させていただきます。

説明の前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。いずれも左とじの議案2と参考資料でございます。まず議案2の表紙をめくりまして、両面印刷の「東京都市計画生産緑地地区の変更(杉並区決定)」が1枚。次のページが、片面印刷の「新旧対照表」があります。次がA3を折り込んだ色刷り印刷の「総括図」。今回変更する生産緑地地区の大まかな位置を示した位置図がございます。最後にA3を折り込んだ計画図が1/12から12/12まで、白黒の両面印刷となっております。

次に参考資料ですが、表紙をめくりまして、資料1として手続の概要を一覧表にしたものが片面印刷で1枚。次に資料2としまして、今回変更する生産緑地地区の行為制限の経過を一覧表にしたものが1/3から3/3まで、両面印刷で1枚、片面印刷で1枚の合計2枚。次に資料3として、カラー刷りの現況写真が1/3から3/3まで、両面印刷で1枚、片面印刷1枚の合計2枚。最後に資料4としまして、生産緑地地区の動向が、両面印刷で1枚、片面印刷で1枚の合計2枚となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

では、説明に入ります。本年7月6日、都市計画法第19条3項に基づき、都知事に対し都市計画変更の協議を行い、都から「意見なし」という旨の協議結果通知書を7月18日付で頂いております。また、農業委員会に追加指定箇所についての意見照会を8月3日付で行い、その結果8月24日付で「生産緑地法で定める農地に該当する」旨の回答を頂いております。

その後、都市計画法第17条に基づく都市計画（案）の縦覧を10月2日から10月16日まで、2週間行いました。縦覧に伴う意見書の提出はございませんでした。以上の経過を踏まえまして、本日議案として諮問するものでございます。

議案2についてご説明いたします。

議案の表紙をめくっていただきまして、第1の種類及び面積でございます。今回、生産緑地地区を約29.95ヘクタールに変更いたします。

第2の削除のみを行う生産緑地は今回8件。削除面積は約9,230平方メートルでございます。

今年度、都市計画審議会では、削除する生産緑地地区が前年度までと比較して多くなっておりますが、これは多くの生産緑地が令和3年10月をもって指定から30年を迎えたことで、特定生産緑地地区に指定しなかった生産緑地の一部で買取り申出が出されたことによる削除となっております。

なお、生産緑地地区の削除・追加の審議、特定生産緑地の指定について意見聴取を頂きますが、今までの取組を進め、指定から30年を迎えた生産緑地の約9割以上が既に特定生産緑地に指定されてございます。

それでは、削除のみを行う生産緑地の位置及び区域について、表に沿ってご説明いたします。

まず、地区番号2は井草5-18。計画図は1/12ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積3,110平方メートルのうち、今回その一部である

約 420 平方メートルを削除するものでございます。削除理由は、指定より 30 年を経過したことにより、令和 4 年 11 月 1 日に買取り申出がなされたものでございます。区が買取りの希望をいたしました、買取りに至らなかったものでございます。

次に、地区番号 31 は井草 2-23 と 3-20。計画図は 2/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積 7,060 平方メートルのうち、今回その一部である約 4,030 平方メートルを削除するものでございます。削除理由は、指定より 30 年を経過したことにより、令和 4 年 10 月 27 日に買取り申出がなされたものでございます。

次に、地区番号 48 は下井草 4-30。計画図は 5/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。今回地区の全部を削除するもので、削除面積は約 500 平方メートルでございます。削除理由は、指定より 30 年を経過したことにより、令和 4 年 10 月 27 日に買取り申出がなされたものでございます。

次に、地区番号 86 は宮前 4-28。計画図は 7/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積 1,100 平方メートルのうち、今回その一部である 810 平方メートルを削除するものでございます。削除理由は、主たる従事者の死亡により、令和 5 年 2 月 27 日に買取り申出がなされたものでございます。

次に、地区番号 116 は宮前 1-18。計画図は 9/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積 2,520 平方メートルのうち、今回その一部である約 500 平方メートルを削除するものでございます。削除理由は、指定より 30 年を経過したことにより、令和 4 年 10 月 27 日に買取り申出がなされたものでございます。

次に、地区番号 140 は高井戸西 1-5。計画図は 10/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積 1,500 平方メートルのうち、今回その一部である約 550 平方メートルを削除するものでございます。削除理由は、指定より 30 年を経過したことにより、令和 4 年 10 月 28 日に買取り申出がなされたものでございます。

次に、地区番号 142 は堀ノ内 2-38。計画図は 11/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積 2,440 平方メートルのうち、今回その一部である約 1,780 平方メートルを削除するものでございます。削除理由は、指定より 30 年を経過したことにより、令和 4 年 11 月 30 日に買取り申出がなされたも

のでございます。

削除の最後、地区番号 159 は下高井戸 4-17。計画図は 12/12 ページの中央、黒塗りの部分でございます。今回地区の全部を削除するもので、削除面積は約 640 平方メートルでございます。区で買取りをいたしまして、公園として整備する予定でございます。

以上、今回削除のみを行う生産緑地地区は計 8 件、削除面積は約 9,230 平方メートルでございます。

続いて、第 3 の追加のみを行う生産緑地は 4 件でございます。議案の表に沿ってご説明いたします。

まず地区番号 42 でございますが、上井草 1-27。計画図は 3/12 ページの中央、縦じまの既指定地区約 1,600 平方メートルに、今回約 420 平方メートルの横じま部分を追加指定するものでございます。

次に、地区番号 45 は上井草 1-3。計画図は 4/12 ページの中央、縦じまの既指定地区約 6,630 平方メートルに、今回約 200 平方メートルの横じま部分を追加指定するものでございます。

次に、地区番号 70 は清水 2-2。計画図は 6/12 ページの中央、縦じまの既指定地区約 4,600 平方メートルに、今回約 400 平方メートルの横じま部分を追加指定するものでございます。

追加の最後、地区番号 93 は久我山 4-42。計画図は 8/12 ページの中央、縦じまの既指定地区約 1,280 平方メートルに、横じま部分の約 60 平方メートルを新たに追加指定するものでございます。

今回追加は 4 件、追加面積は約 1,080 平方メートルでございます。

私から最後に、議案 2 の 2 枚目「新旧対照表」をご覧ください。今回変更する 13 か所の内訳は、地区番号ごとに表にしております。変更概要を記載しておりますが、変更前 123 件で約 30.76 ヘクタールが、変更後 121 件で約 29.95 ヘクタールとなっております。

引き続き、私から「特定生産緑地の指定について」ご説明いたします。

本案件の位置づけですが、生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項に「特定生産緑地を指定しようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならない」という規定がございます。本日はこちらに基づいて意見を伺うものです。

それでは、ご説明の前にお手元の資料の確認をお願いいたします。表紙の次にかがみ文が1枚。そして、A3を折り込んだ「特定生産緑地地区（案）全体位置図」。次に、資料2「特定生産緑地地区（杉並区）の指定（案）」の資料一式。こちらは一番上に、A4片面印刷の指定箇所一覧が1枚。A3を折り込んだ指定図が1枚となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、「特定生産緑地の指定について」ご説明いたします。

ただいま、前段で生産緑地の削除、追加についてご説明さしあげましたが、本案件は既に生産緑地地区に指定されている農地を、土地所有者の同意の下に、特定生産緑地に指定するものでございます。

それでは、かがみ文をご覧ください。

「1 特定生産緑地制度の概要」でございます。

生産緑地法は平成3年に大きく内容が改正され、平成6年指定の生産緑地は令和6年に指定から30年を迎えることとなります。指定から30年が経過した生産緑地、すなわち申出基準日を迎えた生産緑地は理由がなくてもいつでも買取り申出ができ、税の優遇も段階的になくなることから、農地の保全上、不安定な状態に置かれることになり、生産緑地の急激な減少の可能性が懸念されてございました。このような中、平成29年に生産緑地法の一部が改正され、新たに創設されたのが特定生産緑地制度でございます。

特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、すなわち申出基準日を迎える前に、買取り申出ができる期限を10年延期するものでございます。さらに、特定生産緑地の指定から10年経過する前であれば、繰り返し10年期限を延期することができるものとなっており、豊かで潤いのある生活環境の保全・創出につなげる制度となっております。

また、特定生産緑地の指定を受けることで所有者には営農の義務、建築行為に係る規制が引き続き課せられる一方、農地課税が継続されることや、新たに相続が発生した際に、相続税の納税猶予制度の適用を受けることが可能となるという優遇もございます。これまでの生産緑地制度と同様の取扱いとなるということでございます。

次に「2 これまでの主な経緯」でございますが、区としては令和3年7月に令和6年度で指定から30年を経過する生産緑地の所有者に対して、その旨を記した申出基準日到来の通知を発送してございます。これらの生産緑地地区に

については、本年4月12日付で農業委員会に対して農地の管理状況について意見照会を行い、農地利用状況の調査後、5月25日付で「適正に管理がなされている」旨の回答を頂いております。

次に「3 生産緑地地区の指定状況」についてですが、こちらは資料1も併せてご覧ください。今後ご審議をいただく生産緑地の削除、追加前の数値となっていますが、現在の区全体の生産緑地地区は、告示前としては、数値としては123件、約30.76ヘクタールとなっております。その上、平成6年度に指定から30年が経過する生産緑地は1件で、約0.08ヘクタールとなっております。このうち所有者の同意があった生産緑地地区1件、約0.08ヘクタールについて特定生産緑地に指定するものでございます。

資料1で区全体の生産緑地地区の位置及び既に指定されている特定生産緑地、そして今回指定予定の特定生産緑地についての位置関係を示しておりますのでご確認ください。

次に、資料2をご覧ください。資料2には、本日ご意見を伺う特定生産緑地の指定（案）の詳細を記してございます。右から3列目に申出基準日とございますが、これは先ほど説明した、当初指定された日から30年が経過する日でございます。

次に、左から4列目に生産緑地地区の面積、その2列横に今回指定予定の生産緑地地区の面積を記載してございます。左から5列目、既に指定されている区域は、昨年度まで指定を行った面積を示してございます。

それでは、かがみ文にお戻りください。

最後に「4 今後の予定」でございしますが、本日の都市計画審議会における意見を踏まえ、11月中旬に特定生産緑地の指定について告示する予定です。また土地所有者に対しては、特定生産緑地地区指定通知によりお知らせいたします。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、生産緑地地区の指定に従って、順次特定生産緑地の手続を進め、本審議会のご意見を伺いたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

中井会長

それでは、委員の皆さんからご質問やご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、富田委員、ひわき委員の順でよろしいですか。あとほかにもありそうですね。まずは富田委員からお願いします。

富田委員

生産緑地の削除のみを行う位置及び区域、第2の表の部分で、番号2番について、杉並区井草五丁目地内の部分ですけれども、買取りの申出があつて、買取りに至らなかったとご説明がありましたけれども、至らなかった理由を教えてくださいたいと思います。

またこの2番と159番、今回公園用地にとまっているもの以外の削除のみを行うものについては、買取りの申出がありましたとの説明で、その後の買取りができたのか、しなかったのか、買取り申出を断ったのか、そういった結果がご説明の中で分からなかったので、番号31から142まで今どういった状況なのか教えていただけますでしょうか。

中井会長

担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 2番につきましては区で買取りの意思を表示したのですが、価格が折り合わなかった結果、買取りに至らなかったものでございます。

それ以降、31から140番までについては、検討した結果、区として活用する施設の予定がなかったということで、買取り申出を行わなかったと伺ってございます。

あと142番の堀ノ内については、東京都の都市計画、和田堀公園の区域内で、優先整備区域の指定もされているので都に申入れをしたところ、事業認可を得ていないので買い取らないという旨の回答を頂いてございます。

中井会長

富田委員。

富田委員

番号142番の堀ノ内二丁目については善福寺川のそばで、周りに済美山などもありまして、みどりとしては今まで一体的なみどりとして、地域の方々にも大変愛されてきた部分だと思つたんですね。

都市計画公園として指定されているのに、結果的には買取り申出があるにもかかわらず買い取らないと、行政側が、杉並区も東京都も含めてそういう姿勢になっていることに大変疑問を感じるのですけれども、なぜそうした姿勢なのでしょう。

中井会長

担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 当然、都立の和田堀公園の整備区域でして、さらに言うと、東京都が優先整備区域にこの区域を指定してございます。そうした場合、区で買い取る

という選択肢で、区が買い取った場合というのは、当然都と協議も必要ですし、あえて済美公園の向かい側のこの土地を、新たに公園として区立公園を整備する区としての合理的理由がないのが1つ。

そういったことから東京都には私どもも事前に情報を入れましたし、申入れもして、関係部署と話をした結果、建設局としては和田堀公園区域内の優先整備区域に新たに指定した区域で、既に指定されている区域の用地買収がまだこれからという状況で、事業認可を取れていない区域については買い取らない旨の回答を頂いて、それは都としての事情ですので、引き続きこの部分、生産緑地から変わったとしても、都としては都市計画公園として粛々と整備していくというふうに私どもは伺っております。

中井会長

富田委員。

富田委員

「合理的理由がなかった」とおっしゃっていましたが、杉並区の東部で限られた生産緑地、今まで緑地として指定されていたわけですね。今後これが民間に売却され、川沿いの大規模な土地なので大きな集合住宅になっていくとなると、今後都市計画公園として整備して事業認可がおりたときに、そこに住んでいる人たちが、ここを出ていかなければいけない状況になるのではないかと。それこそ非合理的だと思うのです。

であるならば、今後東京都が都市計画公園として整備を考えているというところであれば、東京都が買取りの意思を示さない状況であれば、杉並区が一定買い取って公園として整備をし、今後東京都と一緒に協働して、この土地をみどりの土地として整備していくというのが合理的だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

中井会長

担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 極端に言うと財源の問題が、区立公園にして都がやるという部分を区が取得した場合、東京都から財源を頂けるかどうかという協議をまた別途しないと、このわずか1か月の間に判断をする中でいくと、買取り申出に対して区が買い取るという選択肢は合理的、先ほど言われたように、整備されてそれからやるのは合理的でないと言われながら、1か月という期間で、都の事業としてやる前提のものに対して、区がやると手を挙げた場合の財政措置を含めた仕組みが、極端に言うと、都がやるものを区がやった場合、それは区の単費でやるのかという話に多分なってくると思います。その辺の仕組みができていない

中で、東京都が既に、例えば優先にも入っていないくて、東京都がやるという意思表示がされていないことであれば、区としても委員おっしゃられるように、せっかくの都市計画区域の用地であるから、合理的に何とか残す方法はないかと検討する余地はあったと思うのですよね。ただ、最近の優先整備区域の見直しの中で、既に優先に入れられている場所だったので、そうしたときに事前に、都が買わなければ区が買いますよという話にすぐなるのではなくて、財源をどうするかということが明確でないと、なかなか区として区立公園にして、都と一体でという話にした場合の合理性が、あくまでも和田堀という大きな公園の中の一角ですから。

例えば川がなくて、済美公園と間がつながっているということであれば、済美公園の拡張という選択肢も当然区として考えなくもない話ですけども、川を挟んで、さらに言うと、はすの位置関係になるので、区の単費でやっていきますというのは現実的にはなかなか厳しいと思います。

中井会長 富田委員。

富田委員 財政的な部分と、そして今の手続上では難しいというところだと理解しました。できれば残していついていただきたいなという思いがありますので、今後もそういったことがあったら、ぜひ買取りなども検討していついていただきたいに思います。これは僕の意見として。

中井会長 ありがとうございます。

では、ひわき委員、お願いします。

ひわき委員 今の件で、堀ノ内の 142 番。都が買取らない理由というのを、もう一度確認させていただいていいですか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策当課長 和田堀の都市計画区域、優先整備区域に入ったのが最近で、それ以前から優先整備区域になっているところが、区の済美山の自然林の東側の部分でまだまだ買取りが終わっていない場所が結構いっぱいございます。東京都としてはそちらの事業に注力していく関係で、そこはほぼ事業認可を取得してやっているんで、優先度としては事業認可を取得していないので進まないとは聞いてございます。

中井会長 ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 当該事業認可申請を今の時点ではまだしていないということですけども、

今後やっていく意向は持っているのかどうか、そこら辺は確認しているのか、感触を伺いたいです。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 このときの話としては、建設局としては事業認可を取ったら買っていくということで、それは将来的には買いますよということは聞いています。ただ、この買取り申出についての1か月の回答の中でいくと、都として当面は買えないという回答を頂いているということでございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 現時点では買取りのための事業認可申請はしていないけれども、今後それは一応頭に入れていたというのが都の姿勢だということだと思っております。それまでに結局、地権者の方が民間に売却するということもあり得るということで、そういう理解だと思っておりますけれども、そうならないように、都に区からも、せっかくの土地ですので、なるべく早めに事業認可申請を取得する形で、公園の整備が可能になるようお願いしたいということを都にぜひ働きかけていただきたいと思いますのですが、その点に関してはどういうやり取りになっているのか、教えてください。

中井会長 担当課長。

吉野みどり施策担当課長 この件は先ほど申しあげましたように、最新の都市計画緑地の整備方針で、優先整備区域に入っているので東京都は当然買うものということで、都には申入れもしましたし、私も直接都の担当者、担当部局を超えて、建設局と都市整備局の担当者の方々にお願いに参りました。その上で、いろいろな買取り方法がある中でいくと、最終的には建設局が事業を進めている区域なので、まして優先整備区域になっている中で、建設局の見解としては事業認可を取得して、まだ買取りが終わっていない土地が和田堀の区域内にある中で、次の事業認可を取って、宅造されますよという話も当然私どももしています。宅造されても、事業認可を取って公園として整備していきますよというのが東京都の見解でしたので、それ以上私どもとしては、東京都自体は結構大きな組織ですから、計画的にやっていく中でいくと、なかなかやってももらえないのだなという印象をそのときは抱きました。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 ぜひ都にまた機会を見てプッシュしていただきたいなど、改めて要望してお

きます。

あと、特定生産緑地の今回の指定1件だけとなっていますが、ほかには申請があったのかどうなのか、確認したいと思います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 来年の10月に期限を迎えるものは1件なので、それのみということでございます。

中井会長 ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 分かりました。ありがとうございます。

2022年ですか、生産緑地の期限が切れて以降、区の実産緑地は減ってきた、これまでの経過を見えています。生産緑地が解除された農地は、今回も現況を見ると、駐車場だとか、工事中というふうに参加資料を見ると書かれていますが、農地ではなくて宅地開発などに大きく変わっていったのではないかと思います。大まかに言って、その農地がどういう変遷をたどっているのかを確認したいということが1点です。

あと、もともと生産緑地を所有していた方にお話を伺ったりする機会もあるので、いろいろな理由があつて農地を手放さざるを得ない方がいて、特にご自身が高齢になったけれども後継者がいないという、そんなお悩みを抱えている方のお話を伺ったりもします。

杉並における農地の保全や都市農業については緑地保全の意味からも、あと区としても従前から重要性を認識されていることだと思いますけれども、こうした生産緑地の削除によって農地の減少がどんどん進んでいくことについて、改めて区としてどのような課題があると考えているのか確認したい。あと、そのためにどういう対策が今後必要になってくるのか。これまでも議論あつたかと思いますが、改めてご所見を伺えればと思います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 今般2022年問題でほぼ生産緑地の30年縛りが、区でいえばそれなりの9割以上を占める生産緑地がその縛りを解除するので、特定生産緑地への移行については十分時間をかけて、令和2年と令和3年の都計審でそれぞれ特定への移行のお願いをしてまいりました。その結果、令和2年の都計審で46件、9.09ヘクタールの特定生産緑地の指定、令和3年の都計審では58件、13.52ヘクタールの特定生産緑地への指定を何とかできた中で、それ以外で今回特定に

移行しなかった部分がそれなりの、9割5分とは言っていますけれども、残りの5%程度がどうしても解除に至ったということで、これから30年を経過するものについては引き続き特定への移行を働きかけながら、一方でいえば産業振興部署と農家さんの意欲の向上であったりとか、農地の保全に対する地域の理解を含めて、引き続き農地を貴重な都市のみどりとして保全に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

中井会長 ありがとうございます。ほかにはご質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、横田委員、どうぞ。

横田委員 結局、削除面積は約9,230平方メートルで、追加面積は約1,080平方メートルだと思うのですが、区は何とか抑えていきたいという方向で考えていらっしゃるのか、その点を確認したい。

あと農地法が以前と異なり、都心の農地を生かす改正がされていると思うのですが、その点の認識を含めてお伺いしたいと思います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 区としては、生産緑地は貴重な区内のみどりであると、これまでも「みどりの基本計画」含めて保全に向けて努めてまいっている中でいくと、生産緑地制度自体は先ほど申し上げましたように相続税の納税猶予制度があるので、あれだけの広い面積持ち続けていただくには一番いい制度、農業をやっていたかどうか、そういった形で緑地を保全していくというのは必要な制度だと思っていますし、引き続きこの形は維持していきたいです。

ただ、区がそう思っている、やられているのはみんな農家さんなので、農家を所管する部署とも連携しながらそういったことは、後継者のことについても産業振興部署でそれなりに取り組んでいる中で、後継者がいなくてということがないようにできれば続けていきたいと思っていますし、そういった働きかけは引き続きやっていくと考えてございます。

あともう1点、何でしたっけ。

横田委員 農地法の改正で、都心の農地をより生かすという改正が数年前にされていると思うのですが、その認識をお伺いしたい。

吉野みどり施策担当課長 都市農業推進について法令が新たにできて、農家さんもある面で、以前よりは市街地の農地についての重要性みたいなものは、防災面を含めて理解が進んでいると思われて、やる気をそれなりに出しています。そう

いった部分を生かしながら、伝えながらやっていきたいと思っています。

中井会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まず議案2から参りたいと思います。議案2「東京都市計画生産緑地地区の変更について(案)」でございますけれども、こちらは審議会としては議決事項ですが、お諮りしたいと思います。原案どおりということで、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございます。では、議案2はそのようにさせていただきます。

「特定生産緑地の指定について」はいろいろご意見を頂いたということで、「指定そのものに差し支えなし」というように回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございます。では、両案件はそのように処理をさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、報告事項「杉並区みどりの基本計画の改定について」でございます。事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。資料右上の2段目の日付を「4日」と記載してございますが、「2日」の間違いですので、申し訳ございませんでした。

では、報告させていただきます。区では平成22年に改定した「杉並区みどりの基本計画」に基づき、みどり施策を総合的にかつ計画的に推進してまいりました。この間、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や都市農地の計画的な保全の推進などを目的とした都市緑地法の改正があったほか、区においても令和4年度を始期とする杉並区基本構想・杉並区総合計画等を策定し、その下で、気候危機への対応、グリーンインフラの取組などを推進していくこととしたところであり、みどり施策を取り巻く環境は大きく変化してございます。

こうした背景のほか、令和4年度に実施した杉並区みどりの実態調査の結果を踏まえ、本計画の改定に向けて取り組むこととしましたのでご報告します。

令和4年度に実施したみどりの実態調査の結果については、緑被率が21.99%で、前回調査より0.22ポイント増加してございます。主な項目については、記

載のとおりでございます。

計画改定に当たっての基本的な考え方は、先ほど申しました法改正を含めた公園施設等ストックの適正管理や生産緑地地区内の緑地の保全について反映していく。あと杉並区基本構想に基づき、「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」を具現化する取組を盛り込むと。3点目として、グリーンインフラの考えなどを生かし、区民共通の財産であるみどりを将来にわたって守り、育て、増やしていく取組を反映していくとしてございます。

計画の位置づけ、裏面に行って計画期間については、記載のとおりでございます。

計画改定の進め方でございますが、有識者及び公募区民等で構成する「杉並区みどりの基本計画検討委員会」を設置し、専門的な視点から助言等を得るとともに、区民等の意見提出手続きやオープンハウス型懇談会等を開催するなど、区民等からの幅広い意見を反映させた上で計画改定をする予定です。

今後のスケジュールについては記載のとおり、「杉並区みどりの基本計画検討委員会」を3月まで開催した上で、5月に素案をまとめ、7月から区民意見の提出あるいは本審議会を含めた各種関連審議会のご意見を頂いて、11月に本計画（案）の取りまとめを行う予定でございます。

あとその一環で、今、計画について、まだ決まっていない段階での意見を頂く形で、ホームページ上で「みどりの基本計画」改定についての皆様のご意見を募集していますので、お知らせしておきます。

中井会長

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明で、ご質問やご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

村上委員、どうぞ。

村上委員

今度の「みどりの基本計画」の進め方、今後のスケジュールのところでお伺いしたいと思っております。これはいつもそうですけれども、最初に委員会を設置されて、それで議論されて、そして本計画をまとめられて区民等の意見を聞くという形になっているのですが、区民等の意見提出手続をされて、そのときには委員会がなくなっているのですけれども、委員会の基本方針と区民の意見とがどういう関係にあるかということももう少し議論していただくためには、委員会をもう少し継続させるような仕組みというものができたほうが、最後に

区民意見等を聞くときに、行政対区民となってしまうので、第三者的な意見が聞ける仕組みというのをもう少し考えていただけたらいいかなと思っています。

これは我々、今日は言ってもどういう形になるか分からないのですけれども、ちょっと希望として申し上げたいかなと思います。

中井会長 ご回答ありますか。担当課長どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 最終的に意見を頂いた後どうするかという話ではなくて、今の段階で私ども「みどりの基本計画」の改定を進めていますということで、ホームページですが、意見募集をしています。その結果も含めて、計画の作成段階で区民の方はどう思っているかという意向を確認したり、その段階での様々な意見を委員会にも反映したいと考えてございます。

計画の策定段階でご意見を聞くというのも、区として案ができた段階で意見を聞くという前に区民の方の意見を聞いて、専門家の委員会にもそういったことの内容を報告しています。今その意見募集を12月9日までやっております。必ずしも委員会、専門家だけで案が決まるという形ではなくて、区民の意見もある程度取り入れられるように今考えているところでございます。

中井会長 村上委員、どうぞ。

村上委員 そうしますと、委員会はどこまで存続するのでしょうか。

中井会長 都市整備部長。

中辻都市整備部長 村上委員がおっしゃったこと、もっともだなと思いながら聞かせていただきました。この「みどりの基本計画」のつくり方、策定の仕方ですけれども、委員会の中でまず案をまとめていただくというのが委員会の役割になっています。公式な手続きとしては、パブコメをその後経て、区としてパブコメで頂いた意見を踏まえてどういう計画にしていくのか、そういう流れになっています。

今、担当課長申し上げましたのは、とにかくこれまで行政というのは、計画（案）というのを大まかまとめた上で区民の方にご意見を伺っていたということですが、今回につきましては、案を委員会で議論していただくに当たって、区民の方から幅広くその段階でご意見を頂くという形で、意見を反映させた形のまず案をこの委員会の中でまとめていただきたいと思います。

委員会の役割としては案をまとめるところまでということにはなるのですが、その後のパブリックコメントの手続の中で修正すべきご意見があれば、それを区として、行政として受け止めた上で、必要な修正を図った上で計画を決定し

ていきたい。そういう流れで今考えているところです。

中井会長 村上委員。

村上委員 私、このことを申し上げたのは、区民からいろいろ意見が出ても、それがどういう形で反映されるかいつも不明瞭なので、それを第三者機関にも聞いていただきたいなと思って申し上げたので、今回はそれに近い内容で進められると理解していいということですね。

中井会長 部長、どうぞ。

中辻都市整備部長 まず案をつくる段階で、これまで以上に区民の方々にお入りいただいて、まとめたいと考えております。その後、その案をパブリックコメントにかける、区民の意見提出手続に諮るということですが、それについては行政として受け止めさせていただいて、どういう理由で修正をしたのか、しなかったのかというのは、当然ほかの計画も同じですが、しっかりお知らせした上でこの計画の中身というの併せて周知したい。そのように考えております。

中井会長 村上委員。

村上委員 そうすると、パブリックコメントをした場合の意見がどういう形で取捨選択されているのか、どうも少し腑に落ちない場合が多いので、その辺を何か改善できないのかなといつも思っているのです。ですから、行政としてなぜ選択したかというのが、ちょっとそここのところが気になるので、もう少し第三者機関できちんと判断していただくのがいいかなという気持ちはしています。

中井会長 部長、どうぞ。

中辻都市整備部長 この計画に限らず、杉並区の行政全般に対してのご意見だと思しますので、そこはしっかり受け止めさせていただきます。パブリックコメント手続で頂いた意見に対して、区がどういう根拠で修正をするのか、しないのか。その辺りも広報等でお知らせしておりますけれども、まだまだ伝わっていないというご意見かと思しますので、特にこの計画については、みどりということで区民の皆さんの関心も高い分野でございます。その辺りしっかり取り組んでまいりたいと思しますので、ご協力よろしくお願いたします。

中井会長 ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 今のお話ですけれども、まちづくり基本方針も素案の段階で区民意見を募集したと思うのです。こういうやり方は非常によい取組だなと評価するところ。岸本区長の住民対話の姿勢もこういうところから反映していくという、

それをきちんと見える形で区民に伝えていきながら、相互に理解を深めるということは非常に大事だと思っていますので、ぜひこういう形で進んでいくことを、ほかにもいろいろなケースが出てくると思うのですけれども、進めていただきたいなと思っています。

基本計画そのものの話を確認したいのですけれども、前回の「みどりの基本計画」の策定は平成 22 年ですから、13 年前ですか、大分前のものだと思います。みどりの育成そのものに関しては確かに時間がかかるものではあると思うのですけれども、他の計画と比較すると、計画改定までに結構時間を取ったと思っています。これはどのように理由になるのかということと、今回改定されるものはどれぐらいのスパンの計画という位置づけなのか、確認したいです。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 前回改定から今回の改定まで期間を頂いたということはあろうかと思うのですが、これまで「みどりの基本計画」、区の総合計画と連動性が前回も含めて、前回のときの改定の後で、総合計画が直後にできたりとか、新たな改定のタイミングに合わせるという意味合いで期間は頂きました。今回は総合計画等、まちづくり基本方針も含めて連動する形での改定と考えてございます。

計画期間等については、今後ご議論いただく中でどうしていくのか。ただ、考え方としては総合計画等々、まちづくり基本方針等と今後は連動して見直ししていくものと考えてございます。

中井会長 ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 計画改定というか、計画のタイミングがほかの上位計画との整合性を取ったりとか、そういうことでなかなかこれまで本計画の改定をするタイミングがなかったのかなと、今ちょっとお話を聞いていて受け止めているところです。

実際に前回定められた「みどりの基本計画」、平成 22 年からこの計画が進められていると思うのですけれども、令和 4 年度のみどりの実態調査を見ると、前回計画改定の前の段階の緑被率や樹木被覆率よりは多少上がっているものの、計画が策定された次の次の年、平成 24 年の数値から見ると減っている。この計画を実行していくに当たってみどりがそんなに増えなかった、あるいは少し減少しているといった実態がちょっと見えてきてしまっているのかなと思います。その理由や課題について、区としてどう受け止めているのかということ伺いたい。

あと計画改定のタイミングの話あったので、もう1つ伺うのですけれども、区長の交代も今回あって、まちづくり基本方針においてゼロカーボンシティというのが中心に位置づけられたと思います。これまでよりもみどりの保全や創出の推進というのが求められていくことになる。社会状況としてもそうなるであろうと受け止めています。今回の改定に向けたこの委員会では今どのような議論が進んでいるのか。その点についても教えてください。

中井会長 担当課長。

吉野みどり施策担当課長 今回数字的な面でいろいろ申し上げますと、杉並の場合はずっと横ばいという状況の中でいくと周辺区、結構減らしている区、増やしている区、都心区はどっちかというとなんか新たな開発によってできるみどりで、実際に練馬が1番から落ちたという話もあったりして、今後のみどりの扱い方、捉え方みたいなものを単純に数字で見ていくのかどうかというのはあろうかなと思っています。

今ご議論いただいているのは、カーボンの話もありますけれども、どちらかというと生物多様性に対する視点が、昨年のCOPも含めてかなり強くなってきているという意味合いで、市街地ですが、どう考えていくかみたいなことが今後あるのかなと。当然、生物が生きられないような環境で人間が生きていくことはかなり厳しいと思っていますので、カーボン・オフセットも当然ありますけれども、生物が住みやすいとか生きやすい環境を確保していくということは、カーボン・オフセットにも当然つながっていくという大きな視点の話もあったりするので、国や都のそういった生物多様性に関する地域戦略も含めて見ていくという議論も1つ頂いています。

あともう1つは区民参画の、もうちょっとみどりについて、これまでも確かにいろいろな形でやられているものを、もう1歩進める方策は何かないかということをご意見いただいたり、ご議論いただいていると思ってございます。

あと申出制度についてはいろいろこのところご議論があるので、方向性も含めて一定の考え方はお示ししたいと思ってございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 生物多様性の観点も非常に重要な取組をしていかなければいけない状況だと理解もしているところですけど、緑被率の話をさっきさせていただきました。計画を実行していくに当たって、どういう具体的な施策をしていくとみどりを

創出することができるのか、住みやすい良好な環境をつくっていくことができるのかということ、ぜひ検討会の議論、あるいは区民の意見も多分たくさんアイデア出していただけたらと思いますので、そうしたことを計画の中に反映していただきたいと思います。

先ほど生産緑地のお話が議題の中でありました。後継者不足の話を先ほど取り上げさせていただきましたけれども、産業振興という側面でも取組が必要になってくるかと思えます。そうしたことも含めて、この「みどりの基本計画」の改定に当たって取組を位置づけていくことも必要だと思うのですが、その点いかがでしょうか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

吉野みどり施策担当課長 これまでも都市農業の振興という部分でいけば、連携しながら様々なことをやらせていただいています。担当のほうから具体的に、前回の計画以降でいけば新しい取組いろいろ都市農業でもされているので、そういったことを含めて私だけではなくて一緒に連携していくので、課長から一言頂きたいなと。

中井会長 事業担当課長、どうぞ。

金澤産業振興センター事業担当課長 先ほどから農家さんの後継者問題をお話しいただいているところですが、産業分野としましても農家さんの高齢化ですとか後継者不足などの、直面している課題につきましては、喫緊に対応していかなければいけないということで、個々の農家さんのニーズを踏まえて支援することができるよう、今、農業ボランティアバンクの制度の拡充ですとか、農家さんとボランティアさんのマッチングの仕組みづくりに取り組んでおります。そういった取組を通じて都市農業の保全、農地の保全に努めていきたいと考え、取り組んでいるところでございます。

中井会長 ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 ぜひ所管部署と連携しながら、総合的に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

1点だけ最後、質問というか、確認をしたいです。本計画策定の支援を事業者に委託していると思います。どのような業務を委託しているのか伺いたいと思います。

あと事業者に求めている専門性というのはどんな部分なのか、ちょっと伺い

たいなど。策定の取りまとめやコーディネート部分を求めているのか、中身のアイデア出しを求めているのか、あるいは発信していくとか広報していく部分でのディレクションを求めているのか、そういったところを確認したいということと、あと選定された事業者は今回プロポーザルで選ばれていると思いますが、こういった部分をその事業者は評価されたのか。そこら辺を教えてください。

中井会長 担当課長

吉野みどり施策担当課長 「みどりの基本計画」は、幅広い視点を含めて区で、先ほども言いました改定時期から大分経っているという中でいくと、最新の知見であったり最新の情報、特に環境問題に関するみどりに関わる部分というのは日進月歩でどんどん進んでいたり、先ほどの生物多様性の話も、実際にプロポしてこの事業者を選ぶ中でいくと、我々が聞いたことのないような言葉が実際にいろいろ出てくる。生物多様性の中では「30 by 30 (サーティー・バイ・サーティ)」であるとか、「ネイチャーポジティブ」であるとか、「NBS」という言葉をこの事業者は言っていて、「Nature-based Solution」と言って自然由来の解決方法という話で、そういったことが今後必要になってくるという考え方が、今、国レベルで出ていますよという話をプロポーザルのプレゼンのときにされて、プレゼンの委員の方も初めて聞いた言葉だったので、内容についてやり取りがある中で、実際に区の柏の宮公園で生物の調査をしたりしている事業者で、状況が把握できているということで選定をされたのご理解いただければと思います。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 そういう中身の部分の専門性ということだと理解をいたしました。確かに柏の宮公園は本当にビオトープを作ったり、地域住民が参加しながら生物多様性のある植栽、あるいは水田で稲作も取り組んでいて、みどりの創出という面ではいろいろなアイデアがどんどん形になっていく。そうしたところの実態を、杉並という地域の実態を知っている事業者であるというのは確かに大きな点なのかなと思いました。ありがとうございます。

区の職員の皆さんがあまり知らないような知見を持っているということだと思いますけれども、区としても主導していただきたいので、そこら辺の知見、本当に地域の実情というのを職員の皆さんもご存じだと思いますし、経

験もお持ちだと思います。そうした職員の皆さんの知見もこれから一緒に高めていって、取り組んでいただければと思います。

中井会長

ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上でございます。いろいろご意見を頂戴しましたので、「みどりの基本計画」については、それを反映させながら作業を進めていただければと思います。

最後に、事務局から連絡事項があるようでございますのでお願いします。

三浦管理課長

本日も貴重な意見を賜りましてありがとうございます。

次回の都市計画審議会についてのご連絡をさせていただきます。次回は、年末でお忙しいところ大変恐縮ですけれども、12月26日（火）午後3時からを予定してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、当審議会これまで議論をしておりました傍聴人の録音、撮影についてのご報告をさせていただきます。

現在、これまでのこの審議会での議論を踏まえまして、事務局（案）として今作成しております。今後につきましては、会長にご相談させていただきながら、改めて委員の皆様にご意見を伺いたいと存じます。引き続きご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

中井会長

ありがとうございました。

審議会の傍聴ルールにつきましては私と事務局、それから委員の皆さんの意見も聞いている最中でございますので、そのようにご承知おきいただければと思います。

以上でございます。本日の議事は全て終了いたしました。これで第204回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、お忙しいところをありがとうございました。

（午前11時37分 閉会）